警察庁は、平成15年11月14日から12月12日までの間、「風営法施行規則等の改正案」に関する意見の募集を行いました。 頂いた主なご意見の要旨及びこれに対する警察庁の考え方は以下のとおりです。

- 1 意見の総数
 - 4 , 5 5 4 件 (3 , 8 8 7 通) うち本件改正に関係するもの 3 , 3 8 5 件。 1 通に複数の意見が記載されている場合は、それぞれを 1 件と計上しました。
- 改正全般に関する意見

サンナ デキロ	数点されまさ
頂 い た ご 意 見	警察庁の考え方
回胴式遊技機の楽しさを損な うような改正をする必要はない のではないか。	最近、著しく高い出玉性能を有する遊技機が市場に出回っているため、これらを適切に排除する必要があること、また、遊技機の不正改造事犯が跡を絶たないため、不正改造防
なぜ今の時期に改正しなければならないのか。規制内容を厳しくする必要はないのではないか。	正改造事化が跡を紀たないため、不正改造防止対策を講ずる必要があることなどから、改正することとしたものです。
回胴式遊技機に高い出玉性能等を期待している遊技客が離れ、製造業者等の経営が悪化するので、改正は止めるべきである。	上欄の理由から改正を行うものであり、改正案に則った回胴式遊技機が市場に出回ることで、業界が市民に身近で健全な大衆娯楽として発展することを期待しております。
現在のぱちんこ遊技機や回胴式遊技機の出玉性能は、趣味や娯楽として遊技を行える限界を超えているので、規制は必要である。	規則の改正により、著しく高い出玉性能を有する遊技機が排除される一方、多様な遊技機の開発が可能となります。

3 改正案の内容に関する意見

(1) 出玉性能全般に関すること

頂いたご意見	警察庁の考え方
回胴式遊技機について、少回数における出玉性能の上限規制が厳しすぎる。	遊っ除遊うえて定 得技35得でさ今のる双でせ 遊っ除遊うえて定 得技35得でさ今のる双でせ 遊っ除遊うえて定 得技35得でさ今のる双でせ が大し技規に獲め 可回倍0枚あで回基獲方あん を大い、機則基得たな能数以0数るあ新準得のる。 最メい、機則基得たな能数以0数るあ新準得のる。 を大い、機則基得たな能数以0数るあ新準得のる。 を大い、機則基得たな能数以0数るあ新準得のる。 を大い、機則基得たな能数以0数るあ新準得のる。 を大い、機則基得たな能数以0数るあ新準得のる。 と規時のとますの合を、 がおい、で少技入)遊合。と規時の上が がおい、で少技入)遊合。と規時の上が がおい、機則基得たな能数以0数るあ新準得のる。 を対すてもおなで内回のこるた(球策とがおり、定間割限ら でがおい、をで要技は、けのすの、5学ち時時のしす。 をがあで技 回のを表にで%金る のでするに、のでするとますの合を、 を対して、おいに現数、値で がおいにでがおいにでがおいとがおいとがおいとがおい、 を対してきるがといる。 でのですると、 がおい、でである。 を対している。 でのですると、 がおい、でしている。 でのでする。と、 がおい、でしている。 でのでする。と、 がおい、でしている。 でのですると、 がおいますの。 でのでする。と、 がおい、でもの。と、 がおい、でもの。と、 がおいまする。 でのでする。と、 がおいまする。 でのでする。と、 がおいまる。 でのでする。と、 がおいまる。 でのでする。と、 がおい、でもの。 でのる。と、 がおい、できる。と、 がおい、できる。と、 がおい、できる。と、 がおい、できる。と、 でのる。と、 でのる。と、 でのる。と、 でのる。と、 でのる。と、 でのる。と、 でのる。と、 でのる。と、 でのる。と、 でのる。と、 でのる。と、 でのる。と、 でのる。と、 でのる。と、 でのる。と、 でのる。と、 でのる。と、 でいる。 でのる。 でいる。

頂いたご意見	警察庁の考え方
出玉性能の下限についても規制を行うべき。	現株 の の と で お で は の と で お が 又 れ の と で き る と ご で け の さ で き る る と ご で け の さ で き る る と で き る る と で き る と で き る と で き る と で き で は は が 又 れ の と い で は は が 又 れ の と い で は で の と い で は が 又 れ び ら は は 技 技 に で の と い で は は が な け の は い が 又 は が 又 は が 又 れ び ら は は が 又 れ び ら ま が 又 れ び ら も と で で さ は が 又 れ び ら は は が 又 れ び ら は は が 又 れ び ら な は は が 又 れ び ら は は が 又 れ び ら は は が 又 れ び ら は は が 又 れ び ら は は が 又 れ び ら は は が 又 れ び ら は は が 又 れ び ら は は が 又 れ び ら は は が 又 れ び い な ら は は が 又 れ び ら は は が 又 れ び ら は は が 又 れ び ら は は が 又 れ び ら は は が 又 れ び ら は は が 又 れ び ら は は が 又 れ び ら は は が 又 れ び ら は は は か と い な が し は は は か い な ら は は が と い な が り は は は い な ら は は は な い な ら は は は な い な ら は は は な い な ら は は は な い な ら は は は な ら な が い ス も は は な ら は は は な ら な は は な ら な は は な ら な は は な ら な は は な ら な は は な ら な は は な ら な は は な ら な は は な ら な は は な ら な は は な ら な は は な ら な は な ら な は は な ら な は は な ら な は は な ら な は は な ら な は は な ら な は は な ら な は は な ら な は は な ら な は な ら な は な ら な は な ら な は な ら な は な ら な は な ら な ら
射幸性という点でみれば、競輪、競馬、宝くじ等と比べて、ぱちんこやパチスロの射幸性はまだ低いので、現状より出玉性能の上限規制を厳しくすべきでない。	競輪、競馬、宝くじ等は、刑法の賭博罪等に当たる行為を特別法により特に許容しているのであり、ぱちんこ営業とはその点が異なり、これらを直接比較の対象とすることは困難です。

(2) 出玉性能に関する個別機能に関すること

頂いたご意見	警察庁の考え方
回胴式遊技機について、クタッチを置いて、クタッチを選(のの作品を受けるのでは、当たがでは、当時では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方では、一方	1 ナ獲ないあま 著をの)ん動に 日4 のの)可っ著遊。しく場物に遊大わなのり間、大力なのが、大力なのが、大力なのが、大力なのが、大力なのが、大力なのが、大力なのが、大力なのが、大力なのが、大力なのが、大力なのが、大力なのが、大力をも、がなりがである。とのが、大力をを動がである。とのが、大力をを動がである。とのが、大力をを動がである。とのが、大力をでは、大力をでは、大力をであるが、大力をを動がである。とのが、大力をを動がである。とのが、大力をを動がである。とのが、大力をでは、大力をできる。といるというでは、大力をでは、大力をできる。というないが、大力をできる。というないが、大力をでは、大力をできないが、大力をいかが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいがある。これが、大力をいいがりが、大力をいいかりが、大力をいいかりが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいが、大力をいいかりが、大力をいいかりが、大力をいいかりが、大力をいいかりが、大力をいいかりが、大力をいいかりが、大力をいいかりが、大力をいいかりが、大力をいいかりが、大力をいいかりが、大力をいいかりが、大力をいいかりが、大力をいいかりが、大力をいいかりが、大力をいいかりが、大力をいいかりがりがりが、大力をいいかりがりがりがりがりがりがりがりがりがりがりがりがりが

頂いたご意見

回胴式遊技機のストック機能のストック機能では、遊技できることがない場合はない。 はないでは、がきないがあるの時ではない。 があり、はちん情報があるの時もあるの時もあるのではない。 禁止すべき。

回胴式遊技機のストック機能が禁止されると、一度に大量の遊技メダルを獲得できる楽しみなどがなくなる。

警察庁の考え方

このような機能は、役物連続作動装置を短時間に連続して作動させ、これにより意意図的に短時間に著しく多くの遊技メダルの獲得多り、短時間で著しく多くの遊技メダルを獲得できる遊技機を市場より排除するという観点から規制する必要があります。

また、内部抽せんに当せんすれば技量により図柄を揃えられると期待する遊技客に損害を生じさせるものといえます。

さらに、当せんの情報が同じ遊技機を次に使用する遊技客に持ち越される場合、当該遊技客はこれを知り得ないという点で、遊技客間の公平性を損なうものといえます。

このようなことから、改正案において、ストック機能を禁止することとしたものです。

(3) 告知機能に着目した規制に関するもの

頂いたご意見

告知機能は、その指示に従えば遊技メダルの獲得を著しく容易にするものであり、遊技の技量介入性を大きく損なうため、規制すべき。

告知機能が規制されると遊技の面白さが損なわれるので、規制すべきでない。

告知機能は、著しく大量の遊技メダルの獲得につながる機能であるので、規制すべき。

短時間における出玉性能の上限規制が追加されれば、大量の遊技メダルを獲得できる遊技機は排除されるので、告知機能に着目した規制は不要ではないか。

警察庁の考え方

告知機能は、内部当たりを遊技客に告知することにより、メダルの獲得を容易にする機能でありますが、当該機能を意図的に連続して発現させることにより、短時間に著しくの遊技メダルの獲得を可能とする機能にも成り得ます。

有限回数の出玉性能検査では、告知機能が発現しない、すなわち告知機能の性能を把握できない可能性があります。

したがって、遊技機の性能を正確に把握するためには、出玉性能規制以外に、告知機能に着目したシミュレーション試験を行う必要があります。